

事務連絡
令和2年6月17日

社会福祉施設等管理者 様

愛媛県保健福祉部長

社会福祉施設等における面会制限の緩和について

このことについて、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大に伴い、本県においても、令和2年2月27日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応の徹底について（依頼）」等により、緊急やむを得ない場合を除き、面会の制限をお願いしてきたところです。

今般、令和2年6月19日をもって「感染警戒期」から「感染縮小期」に移行するに当たり、当該面会制限については、各施設の判断により順次緩和して差し支えないこととしますが、感染防止対策は、引き続き、徹底していただきますようお願いいたします。

なお、手指消毒やマスクの着用等の基本的な感染症対策に加え、面会時にとっていただく感染防止対策を、下記のとおり例示しますので、参考にしてください。

記

○感染防止対策の例

- ・面会を事前予約制にする。
- ・一度に面会できる人数を制限する。
- ・平常時よりも面会時間を短縮する。
- ・面会のための部屋を設ける等、外部からの居住区画への立入りを制限する。
- ・面会者と入所者との間に一定の距離（可能な限り2m程度）を設ける、又はアクリル板等の仕切りを設置する。
- ・面会者と入所者が、互いの顔に触らないようにする。
- ・面会中は飲食禁止にする。 等

※ICTを活用しオンライン面会を行う場合は、その留意点や事例をまとめた、令和2年5月15日付け厚生労働省老健局事務連絡「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」及び令和2年5月22日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉課事務連絡「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」もご参照ください。

【担当課】

(救護施設関係)

保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385

(児童養護施設等関係)

子育て支援課児童・婦人施設係 Tel：089-912-2414

(障がい福祉施設関係)

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

(高齢者福祉施設関係)

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432